

令和6年 第11回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年11月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第11回会議議事録

- 1 開催日時 令和6年11月11日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 17名
1番委員 櫛 渕 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
4番委員 林 功 5番委員 片 野 羊 二 6番委員 青 柳 健 市
7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿
11番委員 藤 井 好 博 12番委員 庭 野 明 13番委員 阿 部 敏 男
14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章 16番委員 田 村 隆 司
18番委員 戸 澤 奈実恵 19番委員 中 島 工 リ
- 4 欠席委員 2名
10番委員 阿 部 均 司 17番委員 高 橋 品 子
- 5 議事録署名委員
11番委員 藤 井 好 博 12番委員 庭 野 明
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 義 信 書記 中 山 文 弥 書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

協議事項・報告事項

- (1)農業経営改善計画の認定について

その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会	みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。
顛 末	
議 長	会長議長となり、議事録署名委員に11番委員藤井好博・12番委員庭野明を指名し議事に入る。 続きまして、4の議事に入ります。 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりご説明がございます。
事務局	1ページをお開きください。

最初に、修正のほうをお願いいたします。
別紙記入事件３件とありますが、４件に修正のほうをお願いいたします。
では、議事に戻ります。
議案第３８号 農地法第３条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第３条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件、４件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしくお願いします。

議 長

ご説明ありがとうございました。
番号１より、順次審査に入りたいと思います。
番号１について、担当委員さんからの現地の調査報告をお願いいたします。

３番委員

３番、〇〇地区担当の内海です。
農地法第３条による申請事案の調査結果について報告いたします。
申請地は、〇〇より南東へ５００ｍほどのところになります。１１月１日、現地調査を行い、翌日、借受人の〇〇さんに直接お会いし、状況を確認いたしました。貸付人の〇〇さんが農業経営縮小、〇〇さんが農業経営拡大ということでこの申請になっているわけですが、〇〇さんのところは桐をここで栽培するということで、特別な形でぼんぼりみたいということであまり高くない形の桐を植栽するそうです。
桐の業者とすると、県内１社だけ、独占企業みたいな形でやっているわけですが、作るものは桐ということで、周りの周辺の４人の耕作者に対しまして同意書をみんな取っております。普段のいろいろな作業も常に効率的に運用され、機械、労働力、技術、営農計画も確実に計画されておりますので、今後計画の実行が確実だと思われます。
なお、周辺の農地の利用についても地域計画実現への支障はなく、また周りの環境保全に対しても非常に理解が深くて、非常によい交渉であるように感じます。その他懸案事項はございません。
よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
周りの同意書が取ってあるということでありますし、それから環境にもご説明いただいたように配慮をなさっておられるということでございます。
皆様のほうからのご質疑をお受けしたいと思います。
（「なし」の声）
なければ、お諮りいたします。
議案第３８号の１の案件は許可としてよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
それでは、許可と決定いたします。
続いて、議案第３８号、番号２について、担当委員さんよりの調査報告をお願いいたします。

5番委員 5番、〇〇担当、片野です。よろしくお願いします。
農地法第3条における申込みの調査結果について報告いたします。
11月2日、現場検査を行い、申込地、〇〇より南の下、約250mぐらいのところにその土地はあります。譲受人としては、会社じゃなくて、うちからも近いことから、その土地を借りることにしたということでした。譲渡人は、農業をやっていたが、会社に勤めているので、耕作してほしいと伝えました。
農地利用有効、能力、農業技術、運営、確認、実行行います。年間、大体260日が畑を栽培する十分の日数と思われます。周囲の農地、地域計画の有効、田畑を計画されて、周囲の耕作はほとんど関係ありませんので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただいまご説明をいただきましたが、5の1とも書いてあって、5条と関係するのかな。
それで、これが規模拡大のために申請地を取得したいとこういう事由なんです、これが5の1になると転用だね。

事務局 今は3の2の農地の3条の関係。隣の青地のところが5条です。

議 長 場所が違うのね。すみません、俺が勘違いしていました。

事務局 分筆をされているんですけども、それで3条のほうと黄色のほうがそういうふうに筆界線を分筆して、3条で。

議 長 分かりました。俺がちょっと勘違いをしました。申し訳ございません。
でも、農地で作るのかや。何かちょっと疑問。本人が作りたいのか、買ったほうのほうか。

事務局 5条の所有権の取得者と3条の取得者は別人です。

議 長 ちょっと理由が何とも言えん。
ちょっと私が勘違いしましたけれども、皆さんのほうでご質疑ありましたらお願いいたします。
取得される方は〇〇の方でございますので、ここまで行って農業をするということはちょっと考えられない。それから、話が先に進みますが、5の1のほうでなれる方がこの〇〇さんのご長男かと思われます。そういう意味で、彼が自家野菜みたいなものを作るのか、それで耕作してくれるのかどうかと前向きに考えて、非常に考えますけれども。
皆さんのほうからありましたらお願いいたします。
（「なし」の声）
なければ、この案件は許可としてよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
それでは、許可といたします。
続きまして、議案第38号、番号3について、担当委員さんより現地調査の報告をお願いいたします。

11番委員

11番、〇〇地区担当の藤井です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

11月3日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇より北へおよそ100mのところですが、3日、〇〇さん、〇〇さんに直接お会いして確認いたしました。譲渡人、〇〇さんは、申請地は管理が行き届かない状況であり、隣接する水田を耕作している〇〇さんに譲渡したい、有効活用してほしいという話でありました。また、譲受人の〇〇さんは、申請地が自作地の隣にあり、譲渡人から売買の申出があり、申請地を取得して耕作の効率を図りたいということでした。

農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は150日で、水稻を栽培するには十分な日数と思われます。

周辺の農地利用や地域計画実現への支障などは、水稻耕作を計画されており、周辺の耕作は水田と畑のため、支障はありません。そのほかに懸案事項は特にございません。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご説明を受けて、皆様のほうからご質疑をお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、議案第38号の番号3の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、先ほど加えられた議案第38号、番号4について担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

16番委員

16番、〇〇担当、田村です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

11月8日、譲受人の〇〇さんに話を伺い、及び現地調査を行いました。申請地は、〇〇の南方向、約500メートルくらいに位置しまして、この土地は15年ほど前から譲受人である〇〇さんが牧草畑として借りておりましたが、所有者である〇〇さんが高齢となり、引き続き耕作してもらいたいと〇〇さんに無償で譲渡するものです。譲受人である〇〇さんは和牛の肥育農家で、今後も牧草畑として使用するそうで、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は、牛の世話のため365日だそうです。

周辺農地利用や地域計画の実現への支障の有無は、引き続き牧草畑として使用するため、支障ありません。その他特に懸案事項はございません。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明を受けまして、皆様からのご質疑お受けいたしたいと思えます。

す。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

では、議案第38号の4の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

すみません、そうしたら4ページをお開きください。

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局に説明いただきました。

議案第39号の1番について、現地調査をお願いしてございますので、その報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当、片野です。よろしくお願いします。

申込地は、〇〇から南に約250メートル、さっきの3の2と同じです。11月2日に現地を調査し、申込者の申し訳ないんですが、私、代理人の方とコンタクトを取りまして、そうしたら代理人が休耕地なので、家を建てる計画をされていますと、転用の実行につきましては申込書、設計、資金の確認ができて、許可を取るなり早めに着工したいという意向に思われます。分筆については実行済み、申込面に対しては周囲の状況から適当と思われます。農地の転用について、周囲の農地にほとんど関係ございません。

農地に転用することはないと思いますが、この間、調査した結果、ほとんど住宅で、周りに側溝が走っているんです。その側溝がどうなるかちょっと分からないんですけれども、側溝が抜けていないんだそうです。〇〇さんの土地の横を通っているんですが、その向こうに用水路がないので、もしかすると水があふれるかもしれませんというお話をちょっと聞いているんですけれども、これは役場に頼んで水路を造ってもらうしかないのかなと思っています。

よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

先ほど私が勘違いをしました場所と同じでございまして、これが第3種農地になっておられて、転用可能かなという感覚はいたしております。用水の関係は、ここで協議することじゃなかろうかと思っております。

皆様方のご質疑をお願いいたします。

(「なし」の声)

それでは、ご質疑ないようなので、お諮りいたします。

議案第39号の1の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

	(「異議なし」の声) それでは、許可と決定いたします。 次に、協議事項・報告事項に入ります。 農業経営改善計画の認定について、事務局より報告がございます。
事務局	6ページをお開きください。 報告第1号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。 今回の内容としましては、継続3件の認定案件となります。認定日は、令和6年10月10日となります。恐れ入りますが詳細内容については記載のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。 以上、よろしくお願い致します。
議長	報告事項にはなりますが、事務局より説明ございました。 この案件でご質疑のある方は挙手をお願いいたします。 (「なし」の声) ないようですので、6のその他へ移りたいと思います。 皆様のほうから何かその他の案件でご意見あるようでしたらお願いいたします。 (「なし」の声) 事務局、ご用意があったらお願いいたします。 (「以上です」の声) それでは、以上で本日の会議を閉じたいと思います。ありがとうございます。
閉会	みなかみ町農業委員会職務代理原澤章閉会を宣す。

〔午後1時59分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

1 1 番委員

1 2 番委員